

第17回青森県いじめ防止対策審議会 概要

- 1 日時 平成30年12月14日（金）15:00～16:30
- 2 場所 青森県総合社会教育センター2階 第5研修室
- 3 出席者

【委員】

内海 隆 委員
関谷 道夫 委員
沼田 徹 委員
田中 治 委員
鳴海 春輝 委員
高谷 裕実子 委員

【事務局】

伊藤学校教育課課長代理、ほか学校教育課職員（6名）

4 会議概要

（1）審議会会長選出及び会長職務代理者指定

- 青森県いじめ防止対策審議会条例第三条第2項に基づき、委員の互選により、内海 隆委員が会長として選出された。また、青森県いじめ防止対策審議会条例第三条第5項に基づき、会長が会長職務代理者として関谷 道夫委員を指名した。

（2）審議事項

「平成29年度のいじめに関する調査について」

平成29年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「暴力行為」、「いじめ」に関する調査結果の概要を事務局から報告する。

【主な意見】

- 青森県の公立小学校における生徒間の暴力行為が増加している。全国と比較しても多い状況であり、暴力行為が増加した背景について情報収集に努めていただきたい。
- 暴力行為の定義について、調査する側と回答する側の理解に差があるのではないか。
- 保護者がいじめアンケートに記入しても学校から何も回答がない例があると聞いたことがある。児童生徒や保護者がいじめアンケートに何か記入した場合は、その後の対応等についてきちんと知らせることが必要である。
- いじめの認知件数について、年度別の数値が示されているが、月別の数値を調べて分析するといじめ防止対策に有効ではないか。

「平成30年度のいじめ防止等の取組について」

平成30年度のいじめ防止等の取組状況、重点事業「みんなで考えるいじめ防止対策推進事業」の取組状況について、事務局から報告する。

【主な意見】

- スクールカウンセラー（以下「SC」という。）とスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）について、量的な拡大はかなり進んでおり、今後は質的な向上を図っていく必要がある。

- S Cと S S Wの活動状況や実績について、様々な機会を利用して県民に周知してもらいたい。
- S S Wの質的向上のため、専門性を委嘱の要件とするところをぜひ前面に出して人材を確保していただきたい。
- 児童生徒が誰にいじめの相談をしているのかについての詳細が分かると対策を考えやすくなる。児童生徒の援助希求先がどこなのかを把握するとよい。

「いじめ防止対策マニュアル（仮称）について」

いじめ防止対策マニュアル（仮称）の原案について事務局から説明する。

【主な意見】

- いじめをなくするためには人権の知識を学び、人権感覚を涵養して、人権侵害は許さないという態度をみんなが持つことが必要であり、それが実践につながる。このマニュアルにも人権感覚を涵養するといった内容を盛り込んでいただきたい。
- マニュアルは方法論であり、原理原則を押さえた上で内容を充実させていくことが重要である。また、いじめの事案が起きたときに活用しやすいようにマニュアルの最後に索引が必要である。
- 学校の先生方も人権について理解することが大切である。
- 子どもからすると S Cに相談すること自体がまだまだ敷居が高いようである。S Cの活用に向けて、子どもの目線で課題を考える必要がある。
- マニュアルのタイトルについて、類似したものと区別がつくように配慮が必要である。
- 児童生徒が主体となったいじめ防止活動に関して、最近は S N Sの使い方が問題になっていることから、S N S教室など S N Sの使い方に関する事例を掲載していただきたい。
- 関係機関や専門家との連携について、警察署や児童相談所など具体的な機関を示すとよい。
- いじめ問題への対応では、被害者側のケアはもちろん重要だが、加害者側の成長支援、周囲の子どもへのケア、先生方のメンタルヘルス等も重要であることから、マニュアルを作成する際には幅広い視点で考えていただきたい。
- ここまでの審議で挙げられた御意見を参考にしながらマニュアルを作成していただきたい。